

# 議員定数等調査検討特別委員会 日程

令和7年3月19日（水）  
全員協議会室

## 1 開会宣言

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議 題

- (1) 議員定数等調査検討特別委員会の報告書について
- (2) 令和6年度調査活動報告について
- (3) 「鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙すべき議員の数を定める条例」の改正案について
- (4) その他について

## 4 閉会宣言

## 議員定数等調査検討特別委員会 委員名簿

[期数・年齢順]

区 分	氏 名	備 考
委 員	齊 木 正 一	
	内 田 博 長	
	銀 杏 泰 利	
	興 治 英 夫	
	浜 崎 晋 一	委員長
	市 谷 知 子	
	尾 崎 薫	
	福 田 俊 史	
	野 坂 道 明	副委員長
	島 谷 龍 司	
	浜 田 一 哉	
	川 部 洋	
	鹿 島 功	
	山 川 智 帆	
	前 住 孝 行	
村 上 泰二朗		

《参考》令和5年6月29日の本会議において次のとおり設置することを決定

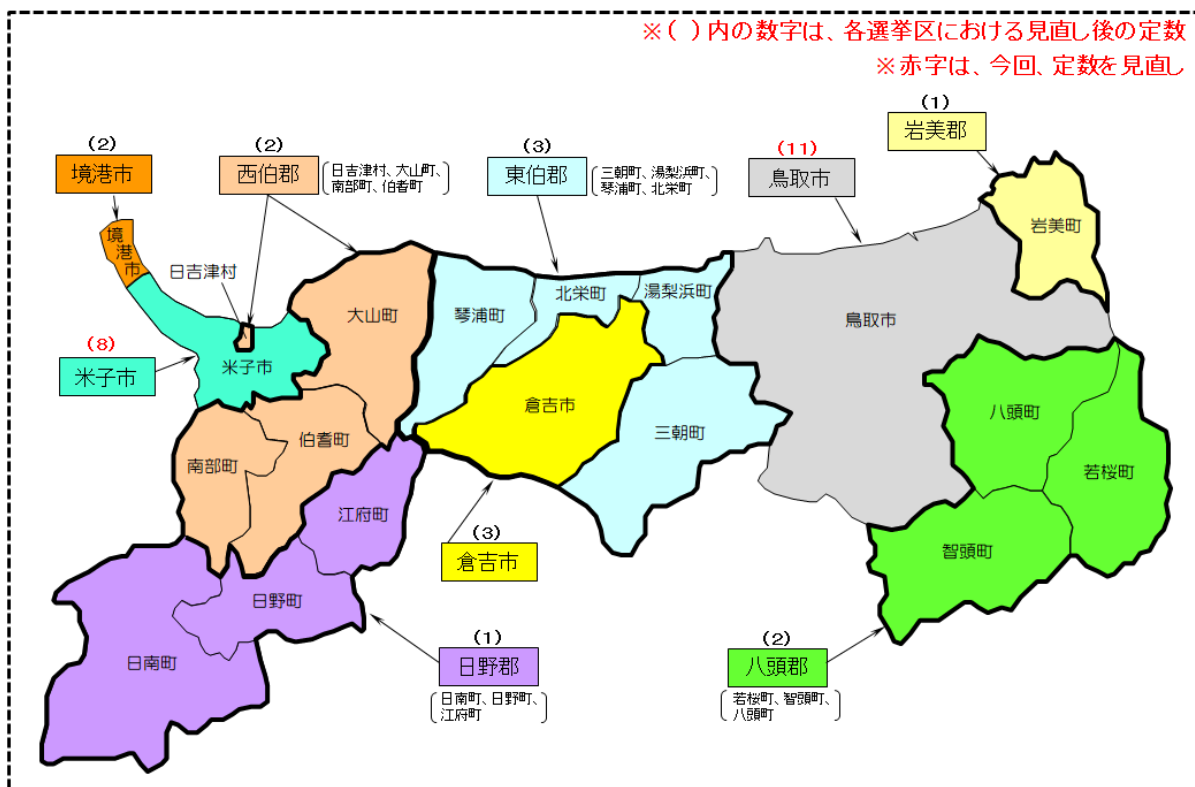
名 称	付託する調査事件	委員定数
議員定数等調査検討特別委員会	鳥取県議会議員に係る次の事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の定数</li> <li>・選挙区</li> <li>・各選挙区において選挙すべき議員の数</li> </ul>	16名

## 議員定数等の見直しに係る方針

- 1 総定数は、33 人（現行 35 人から 2 人減）とすること。
- 2 選挙区は、現行どおり（4 市 5 郡の計 9 選挙区）とすること。
- 3 各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の規定を適用し、次の表に掲げるとおりとすること。（鳥取市・米子市両選挙区から各 1 人減）

選挙すべき議員の数			
選挙区名称	改正後 (A)	改正前 (B)	増減 (A-B)
鳥取市選挙区	11 人	12 人	△ 1
米子市選挙区	8 人	9 人	△ 1
倉吉市選挙区	3 人	3 人	
境港市選挙区	2 人	2 人	
岩美郡選挙区	1 人	1 人	
八頭郡選挙区	2 人	2 人	
東伯郡選挙区	3 人	3 人	
西伯郡選挙区	2 人	2 人	
日野郡選挙区	1 人	1 人	
計	33 人	35 人	△ 2

## 鳥取県議会議員の選挙区及び定数について (次回鳥取県議会議員選挙で適用)



県推計人口(A)	526,765人
議員定数(B)	33人
議員1人当り人口(C)=(A/B)	15,962.576人

議員1人当り人口			最大人口較差
最大	西伯郡	18,538	⇒ 2,174
最小	日野郡	8,527	

選挙区	人口(D)	D/C	配当基数				調整(G)	総計(E+F+G)	議員1人当り人口	人口較差	人口較差順位	(増減選挙区)	
			整数部(E)	小数部	繰上順位	小数部加算(F)						条例定数	増減
鳥取市	180,868	11.331	11	0.331	7	0	11	16,443	1.928	4	12	△1	
米子市	143,197	8.971	8	0.971	1	1	8	17,900	2.099	2	9	△1	
倉吉市	43,384	2.718	2	0.718	3	1	3	14,461	1.696	6	3	0	
境港市	31,293	1.960	1	0.960	2	1	2	15,647	1.835	5	2	0	
岩美郡	9,995	0.626	0	0.626	4	1	1	9,995	1.172	8	1	0	
八頭郡	22,972	1.439	1	0.439	6	0	2	11,486	1.347	7	2	0	
東伯郡	49,454	3.098	3	0.098	9	0	3	16,485	1.933	3	3	0	
西伯郡	37,075	2.323	2	0.323	8	0	2	18,538	2.174	1	2	0	
日野郡	8,527	0.534	0	0.534	5	1	1	8,527	1.000	9	1	0	
合計	526,765		28			5	33				35	△2	

注) 使用した鳥取県人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月22日に公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」のうち、2025年(令和7年)のものとしている。

議員提出議案第 号

鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日

議員定数等調査検討特別委員会  
委員長 浜崎 晋一

鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(議員の定数)</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の定数は、<u>33人</u>とする。</p>			<p>(議員の定数)</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の定数は、<u>35人</u>とする。</p>		
<p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第3条 鳥取県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>			<p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第3条 鳥取県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>		
選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
鳥取市選挙区	鳥取市の区域	<u>11人</u>	鳥取市選挙区	鳥取市の区域	<u>12人</u>
米子市選挙区	米子市の区域	<u>8人</u>	米子市選挙区	米子市の区域	<u>9人</u>
倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人	倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人
境港市選挙区	境港市の区域	2人	境港市選挙区	境港市の区域	2人
岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人	岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人
八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人	八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人
東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人	東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人
西伯郡選挙区	西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域	2人	西伯郡選挙区	西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域	2人
日野郡選挙区	日野郡日南町、日野町及び江府町の区域	1人	日野郡選挙区	日野郡日南町、日野町及び江府町の区域	1人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。